

令和8年2月  
物流・自動車局  
自動車整備課

## 「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

### 1. 改正の背景

今般、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号、以下「保安基準」という。）及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）が改正され、米国で製作した自動車の一部については、一定の条件を満たしたうえで保安基準に適合するものとみなすとともに、その旨を自動車検査証に記載することとなった。

当該改正に伴い、保安基準第58条の3第1項の規定に基づく認定を受けた自動車（以下「認定米国車」という。）の自動車検査証等に記録する事項を新たに規定する必要があるため、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け自車第880号）の一部を改正する。

### 2. 改正の概要

- (1) 認定米国車の自動車検査証等に記録する車名及び型式は、「道路運送車両の保安基準第58条の3の規定による自動車の認定要領について（依命通達）」（令和8年2月16日国自基第186号国自審第2560号）別添に基づく認定証に記載された車名及び型式とすることを規定する。
- (2) 認定米国車である旨を自動車検査証等に記録する場合の備考欄記載事項及び記録事項を規定する。
- (3) その他、所要の改正を行う。

### 3. スケジュール

改正：令和8年2月16日

施行：令和8年2月16日